

令和 7 年度 鯖江市職員採用候補者第 3 期試験案内（保育士・幼稚園教諭）

鯖江市総務部職員課

〒916-8666 鯖江市西山町 1 3 番 1 号

TEL (0778) 53-2201

令和 7 年度第 3 期試験のポイント

- 第 1 次試験では、個人面接を実施します。
- 第 2 次試験では、実技試験のほか、SPI 3 による試験を実施します。公務員試験対策は不要です。

【注 意】

令和 7 年度鯖江市職員採用候補者前期試験または後期試験、社会人・通年募集に申込みをした方は、第 3 期試験を受験できません。

受 付 期 間 令和 7 年 9 月 1 0 日(水)～1 0 月 1 0 日(金) 午後 5 時

第 1 次試験日 令和 7 年 1 0 月 1 9 日(日)

1 試験区分、採用予定人員および職務内容

試験区分	採用予定人員	職 務 内 容
保育士・幼稚園教諭	4 人程度	保育士・保育教諭・幼稚園教諭の業務等に従事

※ 採用予定人員は、職員の欠員状況等により変更することがあります。

※ 複数の試験区分への受験申込みはできません。

※ やむを得ない事情により、急遽、試験日程や試験方法等を変更する場合がありますので、必ず随時鯖江市ホームページトップの「新着情報」および「職員採用情報」を御確認ください。

2 受験資格

試験区分	受験資格・要件	
	資格・免許	生年月日 (下の期間に生まれた者)
保育士・幼稚園教諭	保育士資格および幼稚園教諭免許の取得者 または令和 8 年 3 月 3 1 日までに取得見込みの者	平成 2 年 4 月 2 日 ～平成 1 8 年 4 月 1 日

(1) 学歴は問いませんが、短大卒業程度の学力を必要とします。

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 日本国籍を有する者

イ 「出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）」に定められている永住者

ウ 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）」に定められている特別永住者

(3) 上記の受験資格があっても、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。（地方公務員法第 1 6 条に規定する欠格条項）

ア 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、または執行を受けることがなくなるまでの者

- イ 鯖江市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
 ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 試験の日時および場所

区分	試験日	試験会場
第１次試験	令和７年１０月１９日（日） 時間はメールでお知らせします。	鯖江市役所
第２次試験	令和７年１１月中旬	第１次試験合格者に通知します

4 試験方法

次により、第１次試験と、第１次試験合格者に対して第２次試験を行います。

試験種目			内容
第1次試験	エントリーシート		志望動機や自己PRなど ※電子申請 (LoGo フォーム) での申込み時に入力していただきます。
	口述試験		受験者の人柄、性格、専門的知識、職務遂行能力等をみるための個人面接
第2次試験	SPI3	基礎能力検査	公務員として必要な基礎的な能力についての試験
		性格検査	受験者の性格特徴を見るための検査
	実技試験		音楽、言葉、表現
そ の 他			第1次試験合格者に対して、受験資格の有無、申込書記載事項の真否について審査します。

5 合格者の発表

区 分	発表時期	発表方法
第１次試験合格者	令和７年１０月下旬	鯖江市ホームページに掲示 合格者には郵便で通知
最終合格者	令和７年１１月下旬	鯖江市ホームページに掲示 第２次試験受験者全員に結果を郵便で通知

6 合格から採用まで

最終合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載され、鯖江市職員として採用される資格を持つことになります。採用は、欠員補充等必要が生じた場合行うことになります。

ただし、資格等の取得見込みの人が、「２ 受験資格」の項に記載してある所定の期日までに、必要な資格等を取得できなかった場合は、採用されません。

7 採用予定日

採用予定日は、令和８年４月１日としますが、相談の上、令和７年度中に採用される場合があります。

8 採用された場合の給与等（令和7年4月1日現在）

（1）給与

区 分	初任給	諸 手 当
大学卒	224,300円	扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。
短大卒	209,000円	

なお、職歴などがある人については、上記初任給の額に一定の基準で算出された額が加算される場合があります。

（2）人事・研修制度

自己申告制度	職員の能力、適性、意向に沿った人事配置を行うため、今後したい仕事の希望、自由意見等を申告する自己申告を行っています。
研 修	初任者研修等を行います。

9 受験申込および受付期間

受験申込は、電子申請により受け付けます。

アクセス方法	鯖江市ホームページから職員採用サイトの令和7年度鯖江市職員採用候補者第3期試験案内（保育士・幼稚園教諭）にアクセスしてください。
手続方法	①電子申請フォーム（LoGo フォーム）にメールアドレスを入力し、送信 ②no-reply@logoform.jp からメール受信 ③受信したメールの URL にアクセスし、入力フォームに必要事項を入力 ④令和7年10月14日以降に受験票ダウンロードの案内メールを送信します。
受付期間	令和7年9月10日（水）～10月10日（金） 午後5時

※ 令和7年10月10日（金）午後5時までに正常に申込手続ができているもののみを有効とします。正常に申込みが行われていない場合は受験できませんので御注意ください。

※ 申込書受理後は試験区分の変更はできません。

10 その他

（1）申込手続その他の問い合わせは、鯖江市総務部職員課でお答えします。

電話 （0778） 53-2201（直通）

（0778） 51-2200（内線 361）

（2）この試験は、国家公務員、教育公務員、県職員、他の市町村等の職員の採用試験ではありませんので注意してください。

令和7年度鯖江市職員採用試験に関する情報
（鯖江市職員採用サイト）

